平成３０年（フ）第１０号
愛知県豊橋市植田町字鶴首３番地108（２－101）
債務者　河合　武治
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後２時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第２１号
愛知県豊川市国府町社脇31番地の２
債務者　橋川　拡
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第２７号
愛知県豊川市八幡町黒仏12番地の10
債務者　柿田　勝秀
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１０４号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区７棟304号
債務者　速水　和江
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６６号
横浜市旭区さちが丘151番地23　グレイス旭102号
債務者　佐橋　凱
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５３号
東京都八王子市台町４丁目39番７号はいつ・ひろ103号
債務者　小川　正子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１６１号
東京都日野市西平山２丁目６番地の97
債務者　竹内　敬二
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２１号
東京都羽村市神明台１丁目27番地３エステート・神明台206
債務者　石黒　佳子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２４７号
横浜市都筑区荏田東４丁目24番６号　Ｆ－103
債務者　木下　由佳
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６号
愛知県豊橋市大岩町字大穴60番地１（111）
債務者　鈴木　秀幸
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５５号
群馬県桐生市菱町５丁目532番地の11（開始決定時の住所）群馬県みどり市笠懸町阿左美979番地４
破産者　田村　敦巳
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産者から破産法218条１項１号による破産手続廃止の申立てがあったので、これを相当と認める。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１５４号
茨城県つくば市松代３丁目23番地１
破産者　株式会社エレメンツ
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４７号
さいたま市大宮区寿能町１丁目１番地
破産者　有限会社音和家
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
長野県松本市庄内３丁目６番１号、商業登記簿上の本店所在地長野市吉田４丁目11番21－２号
破産者　株式会社おの薬局
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
大阪府泉大津市東雲町９番54号
破産者　株式会社アトリエノコ
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８６６号
札幌市白石区南郷通18丁目北７番17号
破産者　株式会社コウセンプランニングオフィス
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部